

福岡市開発行為の許可等に関する条例第9条第3項第1号に基づく区域等を次のように指定する。

1. 指定する区域	別図に示す，福岡市東区大字志賀島字馬場及び小路，横町，イバの各一部
2. 指定する建築物	(1) 建築基準法施行令(昭和52年政令第338号)第130条の3に規定する兼用住宅 (2) 建築基準法施行令第130条の5の2に規定する店舗等 (3) 共同住宅又は長屋(延べ面積が300平方メートル以下であって，各住戸の面積が35平方メートルを超えるものに限る。)

